

群馬大学共同教育学部講座主任に関する要項

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学共同教育学部講座主任（以下「講座主任」という。）に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2 本学部の講座に、次の講座主任を置く。

国語教育講座主任
社会科教育講座主任
数学教育講座主任
理科教育講座主任
音楽教育講座主任
美術教育講座主任
保健体育講座主任
技術教育講座主任
家政教育講座主任
英語教育講座主任
特別支援教育講座主任
学校教育講座主任

(職 務)

第3 講座主任は、学部の運営を円滑に行うため講座内の連絡調整を行う。

(選考方法)

第4 講座主任は、講座の構成員の互選により学部長が委嘱する。

(任 期)

第5 講座主任の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で講座主任の交替があった場合の後任の講座主任の任期は、前任者の残り任期間とする。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。